

Q & A

令和7年4月

江戸川区

Q&A 目次

1 町会・自治会について

- 町会・自治会に参加するメリットってどんなものがあるの? 1
- どうして町会・自治会の加入は、世帯単位なの?個人単位でもいいんじゃないの? 2
- 町会・自治会はどんな課題に取り組むの?地域を代表しているの? 2
- どうして町会・自治会は、地域を限定しているの?どこに入ったっていいんじゃないの? 2
- どうして町会・自治会は、加入のお願いに努力しているの?加入率なんかどうでもいいんじゃないの? 3
- これからのコミュニティ活動に求められるものは? 3

2 町会・自治会の運営について

- コミュニティづくりに対して区の支援はあるの? 4
- 区に提供した町会・自治会長のデータはどうしている? 4
- 地域サービス係とは? 5
- 町会・自治会はどんな活動保険に入ったらいいの? 6
- イベントをやりたいが町会・自治会のテントが足りない 7
- 町会・自治会の区域内で災害が発生したら? 8
- 防犯パトロールを町会でやっているけど、防犯は警察の仕事なのでは? 10
- 税金を払っているのに、どうして清掃活動なんかするの?役所がやればいいんじゃない、税の二重取りと思わない? 10
- 町会・自治会で推薦している委員ってどんなもの? 11

地区委員会って、どんな団体？	12
環境をよくする運動って何？	13
地域まつりとは？	14
区民まつりとは？	15
地区会館とは？	16
事務所と区民館の違いは？（事務所に行くとどんな手続きができるの？）	16

3 困ったときは？

ごみの不法投棄が多くて困っている	17
リサイクル（集団回収）のやり方は？	19
街路樹や公園内の樹木の手入れは？	20
区の（地域配備）消火器を使用したときは？	21
犬・猫・カラス・ハクビシン・・・に困っている	22
ボランティアをしたいとき、ボランティアの力を借りたいときは？	23
区で実施している健康診断・がん検診はどんなものがあるの？	24
江戸川総合人生大学ってどんなところ？	26
地域の高齢者がいつまでも元気であるためには？	28

町会・自治会に参加するメリットってどんなものがあるの？

町会・自治会に加入することは、地域で生活をする上で様々なメリットがあります。そのメリットの一部を以下のとおりご紹介します。

1. 災害時を想定した場合、日頃から住民同士の助け合いによって迅速な対応ができるよう町会・自治会では防災訓練を行っています。また避難所生活を送る際、同じ町会・自治会の顔見知りがいることで災害時でも安心感が増すはずです。
2. 町会・自治会は世帯単位で加入することが多く、世帯主だけでなく家族も含め、町会の催し物（こども会・敬老行事等）に参加することができます。また、行事の企画・運営に参加することも可能となります。
3. 現代は多くの情報をテレビ・新聞・インターネット等で知ることができますが、地域の情報源は、町会・自治会を通じた回覧板等や近隣の方などからの口コミ情報もまた、非常に重要なものとなります。

現在、区内のほぼ全地域で、町会・自治会が組織されています。多くの人は地域にある町会・自治会に加入されていますが、未加入の方がいるのも事実です。

町会・自治会に加入しない人の理由として、どのようなメリットがあるかわからない、町会・自治会活動に参加できない、人づきあいが嫌い、特に新しく転入してきた人の場合、町会・自治会との接点がない、声をかけにくい等のことがあると考えられます。

区内の町会・自治会では、様々な方法で加入世帯アップに向けて努力されています。

- 町会・自治会の役員・会員が常時、町会・自治会の紹介と加入案内を行っています。
- 盆踊りや地域イベントに、未加入者にも声かけし、交流を深める努力をしています。
- 地域まつり等でPRコーナーを設け、加入促進チラシを配布しています。
- 区民課・各事務所では、転入者受付時に加入促進チラシ（「町会・自治会へ加入しましょう!!」）を配布しています。

どうして町会・自治会の加入は、世帯単位なの？個人単位でもいいんじゃないの？

町会・自治会は、共同生活の組織といえます。そのため個人ではなく、生活単位である世帯（家族ぐるみ）で加入された方が、ゴミ処理や防災問題上でも何かとまとまりやすいです。「みんなで解決しよう！」これが町会・自治会活動の原点です。

町会・自治会は、どんな課題に取り組むの？地域を代表しているの？

- ①町会・自治会は、住みよい地域づくりのために、さまざまな課題に取り組んでいます。例えば、防災・防犯運動、ごみの適正な処理や美化運動、高齢者支援、子どもたちの見守り、地域まつりの開催などがあります。これらの活動の中には、区も協働して取り組んでいるものもあります。
- ②町会・自治会は、地域住民の親睦や助け合いを目的とした、行政とは異なる団体ですが、地域の声をまとめ、行政や関係機関に伝える役割を担うこともあります。

どうして町会・自治会は、地域を限定しているの？どこに入ったっていいんじゃないの？

現代社会の住民のみなさんの生活範囲は、広域にひろがっていますが、地域社会の存在意義がなくなるわけではありません。地域で生活していれば近隣の人たち、ちょっと輪を広げた周囲の人々と何らかの関わりが生じます。まったく孤立した個人というものは存在しないと考えられます。

例えば、防災や防犯、ごみ出しのルール、おまつりなどは、それぞれの地域の実状に合わせて住民のみなさんが主体となって協力・活動することが最も合理的であります。

毎日の生活をうるおいのあるものにするためにも、自分が住む地域の町会・自治会に加入され、活動されることで議論を重ねて、より良い地域に変えていくことが望ましいと考えます。

どうして町会・自治会は、加入のお願いに努力しているの？

加入率なんかどうでもいいんじゃないの？

その区域にお住まいの世帯ができるだけ大勢加入されていることが大切です。ある事柄について、「こうして解決しよう」という提案があったとします。推進者になった人にとっては自主的な取り組みとなっても、受け身で対応する人にとってはそれが強制のように見えることはよく起こります。

しかし、街づくりや地域改善の問題など、任意の活動を超えて協力し、取り組むことが必要となる場合には、その効果を上げるために、大多数の理解と協力が必要になります。何度も話し合い、何度も顔合わせをする中から、最もよい方向が見えてきて、地域の総意としてまとめ上げられることが理想です。

そのためにも、町会・自治会の皆さんは、区域にお住まいの皆様に参加をおすすめし、その加入率を上げる努力を重ねております。

これからのコミュニティ活動に求められるものは？

これからのコミュニティ活動は、多様な人が気軽に参加できることが必要となってきます。仕事や育児等との両立、外国にルーツを持つ方など、さまざまな暮らし方をされている方々が関わりやすくできる活動の工夫が大切です。例えば、デジタルツールの活用による、町会・自治会活動の合理化や、SNS等を活用した情報の発信による地域活動への参加の促進など、これまで培ってきた助け合いの精神を大切にしながら、新しい時代に合った柔軟な運営が求められてきます。

コミュニティづくりに対して区の支援はあるの？

1 町会・自治会などの地域団体への活動支援（地縁団体）

- ① 町会・自治会支援金等（「町会・自治会ハンドブック」23、24ページ参照）
- ② 地域まつりや区民運動会などの地域イベントに対する補助。
- ③ 地域サービス係（5ページ参照）を事務局とした各種地域活動へのサポート。
- ④ 地域活動・活動団体に関する情報提供。
- ⑤ 町会・自治会の基盤を安定化させるための法人化のお手伝い。

2 サークル団体など新たな団体への活動支援（知縁団体）

- ① 団体の活動内容等情報の収集・提供や他団体との交流の場づくりのお手伝い。
- ② 新たなコミュニティ活動の拠点となる「場」の整備。

※区は、永年培われた地域の「良き住民性」「心意気」を大切に、町会・自治会などの「地縁団体」とサークル、ボランティアなどの「知縁団体」が共存、協働しながら、誰もが生きがいをもって地域活動に参加できる、時代にふさわしい自立したコミュニティを目指しています。

区に提供した町会・自治会長のデータはどうしている？

区が責任をもって管理しています。

区では、町会・自治会現況調査により、名簿などのデータを保有しています。このデータは、個人情報保護の観点から、「区刊行物の配付及び回覧」に関わる場合を除き、利用することはありません。

それ以外の目的で利用したい旨の申し出があった場合は、「個人情報保護に関する法律」第69条「利用及び提供の制限」に基づき判断しています。

例えば、マンションの建設の関係で町会・自治会長に挨拶がしたいので、連絡先を知りたいとの申し出があった場合、区役所から町会・自治会長に連絡して同意が得られた場合のみお伝えしています。

地域サービス係とは？

江戸川区では昭和48年12月より区民課・各事務所に自治係（現地域サービス係）を設置し、町会・自治会の仕事が円滑に進められるために、お手伝いができる体制をとっています（区民課は昭和50年4月、鹿骨事務所は同53年4月に設置）。

各種地域まつりや町会・自治会活動に関するだけでなく、「こんなことは区役所のどこに聞けばよいのだろう？」といったことにつきましても、各地域サービス係にお気軽にご相談ください。

主な仕事

地域活動に関すること（広報・広聴、区政相談、町会・自治会および連合町会その他各種団体の連絡調整、青少年育成地区委員会、環境をよくする運動、小災害見舞金品の支給 など）

区民課地域サービス係（区役所1階）	電話03-5662-6816（直通）
小松川事務所地域サービス係	電話03-3683-5183（直通）
葛西事務所地域サービス係	電話03-3688-0434（直通）
小岩事務所地域サービス係	電話03-3657-7836（直通）
東部事務所地域サービス係	電話03-3679-1124（直通）
鹿骨事務所地域サービス係	電話03-3678-6113（直通）

町会・自治会はどんな活動保険に入ったらいいの？

地域活動にあった保険を選びましょう。

町会・自治会活動には、さまざまな損害やリスクが伴う場合があります。

町会・自治会活動保険は、そのようなものときにお役に立ちます。町会・自治会の方々が安心して活動に取り組めるよう、民間保険会社の保障の一例をご紹介します。

皆さんで保険について話し合ってみてはいかがでしょうか？

対象となる主な活動

- ・ 年中行事（準備作業も含む）
まつり、盆踊り、納涼祭、敬老会 など
- ・ スポーツ大会（練習も含む）
運動会、ソフトボール、卓球、ゲートボール、ラジオ体操 など
- ・ 文化活動
講演会、交通安全教室、カラオケ大会、ハイキング など
- ・ 旅行など
歴史散歩、慰安会、親睦旅行 など
- ・ その他の活動
町内清掃、総会、夜間パトロール、会費などの集金、回覧板の配布活動 など

～ こんなときに役立ちます ～

【町会・自治会の賠償責任】

町会・自治会が次のような事故で、住民や第三者にケガを負わせたり物をこわし、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

- ・ 町会・自治会が所有・使用・管理する施設の不備が原因で生じた事故
- ・ 町会・自治会の活動や行事の運営に起因する偶然な事故

（例）おみこしや山車で事故

【住民の賠償責任】

住民の方が町会・自治会活動に従事中、または町会・自治会行事に参加中に、他の住民や第三者にケガを負わせたり、物をこわし、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

（例）子供がふざけてケガをさせた

【傷害見舞費用】

住民の親族の方（当該町会・自治会に生活の本拠を有さない親族）や町会・自治会が行事参加を依頼した方が、町会・自治会行事参加中に死亡したり、ケガをして一定日数（1週間程度）以上入院した場合に保険金が支払われます。

※ただし町会・自治会が法律上の賠償責任を負わない場合に限ります。

（例）来賓が舞台から落下・骨折

【住民の傷害】

住民の方が町会・自治会活動に従事中または参加中に、偶然な事故によりケガをした場合に保険金が支払われます。

（例）野球大会でボールが当たった

【費用損害】

開催地に雨や雪が降り、屋外で行う町会・自治会活動が中止または延期になった場合に、すでに支出した会場費・印刷費などが支払われます。

（例）雨で運動会やレクリエーション大会が中止

保険の種類や掛け金など、さまざまな活動保険があるようです。区では特定の保険会社の斡旋はおこなっておりませんので、詳しくは保険会社にご相談ください。

町会・自治会でイベントをやりたいがテント等の物品が足りない

1、相談先

お近くの地域サービス係（5ページ参照）へ相談してください。

2、貸出できる物品

机やイス、テントなど。

物品によっては、お近くの地域サービス係で貸し出しできるものもあります。

3、その他注意事項

貸出物品の種類や数に限りがあるので、イベントの日程が決まったらなるべく早めに相談することをおすすめします。

町会・自治会の区域内で災害が発生したら？

助け合う地域力

いざという時、近隣の方、地元町会・自治会の方々は、頼りがいのある応援団として活躍してくれます。会長さんの決断で、火災で家を失った方々を1週間近く町会会館でお世話をいただいたというような話をよくお聞きします。

区からの支援として

再起を図ろうとされている被災者の方々に少しでも励みになればと、お見舞金（品）をお届けしています。担当は、区民課・各事務所の地域サービス係（5ページ参照）です。

火災・風水害などの災害が発生し、町会・自治会内で被害を受けた方がいる場合、災害の内容や規模により、下記のとおり災害見舞金（品）をお届けしていますので、区役所区民課・各管内事務所地域サービス係へご一報ください。

なお、下記①～③は、併給が可能ですので、あわせてご相談ください。

① 災害見舞金（区役所より支給）

火災等で被害を被った方に、災害見舞金を世帯単位でお届けします。見舞金は、被害の程度に応じて、10,000～20,000円となっています。

② 災害救援品（日本赤十字社東京都支部より支給）

火災等で被害を被った場合、その被害の内容や規模に応じて、毛布やバスタオルなどの災害救援品が支給されます。

③ 災害見舞金（東京都共同募金会より支給）

火災等で被害を被った場合、生活保護を受給している世帯に対し、1世帯10,000円の災害見舞金が支給されます。

一時的な住居住宅について

住宅は被災された方ご自身の力で探していただくこととなりますが、下記のような方法もありますので、ご紹介します。

火災等で住居を失われた方へ、都営住宅への入居や宿泊所の利用案内をしています。申込方法・申込資格など、詳しくは下記の連絡先までご相談ください。

〈都営住宅〉

東京都では、火災などによるり災者に対し、都営住宅へ一時的に受入れを行っています。使用料は徴収しますが、短期間の応急措置のため保証金は不要です。

また、賃貸住宅等にお住まいで、火災などにより住宅を滅失し、都営住宅の入居資格（所得基準等）を有する方は、都営住宅へ本格入居（一時的でなく、正式に入居）できる制度もあります。

受入れ・入居には条件がありますので、詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター（電話 03-3498-8894）に直接お問い合わせください。

〈宿 泊 所〉

火災等にあつた方への短期の住まいの提供

特別区人事・厚生事務組合が管理・運営

【問合せ】 生活援護第一課相談係 電話03-5662-8169

（区民課・東部事務所・鹿骨事務所の一部、

小松川事務所管内にお住まいの方）

生活援護第二課相談係 電話03-3657-7855

（東部事務所・鹿骨事務所の一部、

小岩事務所管内にお住まいの方）

生活援護第三課相談係 電話03-5659-6610

（区民課の一部、葛西事務所管内にお住まいの方）

防犯パトロールを町会でやっているけど、防犯は警察の仕事なのでは？

防犯の仕事は警察業務のひとつですが、警察の力だけでは、犯罪をなくすことはできません。犯罪をなくすためには、犯罪を寄せつけないまちをつくるのが大切です。そのためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の方々の強い気持ちが大きな役割を果たします。

その実践行動の代表的なものが、町会・自治会や商店会などの地元の組織・団体が行っている防犯パトロールです。地元の方々が防犯パトロールに参加・協力することで、犯罪を未然に防ぐために必要不可欠な防犯意識の普及・向上につながります。

区では、平成15年に「江戸川区 安全・安心まちづくり運動大綱」を策定し、区民と区と警察が一体となった総合的な取り組みを実施・継続しています。また、防犯パトロールに対する支援や、区内街頭防犯カメラの設置費用の補助等もしています。

今後とも区民の方々のご理解のもと、様々な防犯施策を進めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

税金を払っているのに、どうして清掃活動なんかするの？ 役所がやればいいんじゃない、税の二重取りと思わない？

道路・公園・河川などの公共施設には、それぞれ国・都・区などの行政管理者がいます。当然のことながら、その施設管理に関しては当該管理者の業務となります。しかしながら、行政がまちの隅々まで、道路・公園・河川などの公共施設を清掃するとすると、とてつもなく膨大な経費がかかることとなります。言うまでもなく、その経費は皆様からいただいた貴重な税金で賄わなければなりません。

ご存知のとおり、税金には様々な使われ方があり、例えば子育て・福祉・教育などにも使われています。税金の使われ方は合理的かつ効果的でなければならず、多くの方の理解を得て、大切に使われることが求められます。

一方、地元の方々が地域の清掃活動を行うことは、単に税金を財源とする支出を節約するに止まらず、自分たちのまちをよく知るきっかけとなったり、見かけた人に「まちを汚してはいけない」という意識を抱かせたりする二次的な効果もあると思います。

毎年5月と11月は、『環境をよくする運動』の強調月間と位置づけられており、区内各所で一斉美化運動が実施されています。今後とも区民の方々のご理解のもと、地域の清掃活動へのご参加・ご協力をお願いいたします。

町会・自治会で推薦している委員ってどんなもの？

江戸川区から町会・自治会に推薦依頼をしている主なものは、下表のとおりです。

委員の種類	問い合わせ先	電話
青少年育成地区委員	区民課・各事務所地域サービス係（5ページ参照）	
環境をよくする推進委員	区民課・各事務所地域サービス係（5ページ参照）	
民生・児童委員	福祉推進課庶務係	03-5662-5026
ファミリーヘルス推進員	中央健康サポートセンター	03-5661-2467
	小岩健康サポートセンター	03-3658-3171
	東部健康サポートセンター	03-3678-6441
	清新町健康サポートセンター	03-3878-1221
	葛西健康サポートセンター	03-3688-0154
	鹿骨健康サポートセンター	03-3678-8711
	小松川健康サポートセンター	03-3683-5531
	なぎさ健康サポートセンター	03-5675-2515
統計調査員	地域振興課統計係	03-5662-6169
明るい選挙推進委員	選挙管理委員会事務局	03-5662-2053
投票管理者・立会人	選挙管理委員会事務局	03-5662-2053

地区委員会って、どんな団体？

地区委員会の正式名は「青少年育成地区委員会」といいます。戦後の社会的な混乱の中で増加した青少年の非行問題などに対応するため、昭和31年に江戸川区青少年問題協議会の下部組織として設立されました。

現在では、心身ともに健全な青少年を育成することを目的に、地域住民を幅広く取り込んだ自主的な組織として活動しています。

区内には17の地区委員会があります。町会・自治会の推薦による委員を中心に、地域の諸団体の代表等が集まり組織されており、青少年の健全育成に関して地域全体を調整する「要」となっています。

各地区の事務局は、区民課・各事務所の地域サービス係（5ページ参照）が担当しています。

主な活動

1. 地域の青少年健全育成に携わる諸団体の「連絡調整」

2. 健全育成のために必要な事業の実施

（例）研修会・講演会の実施、スポーツ・レクリエーション等の行事の実施、広報活動等

構成員

町会・自治会代表、学校PTA代表、青年・女性団体代表、民生・児童委員、青少年委員、スポーツ推進委員等

環境をよくする運動って何？

『環境をよくする運動』は、町会・自治会、くすのきクラブ、子ども会や商店会などから選出された『環境をよくする推進委員』（任期2年）により構成された、区内6地区（小松川平井・中央・葛西・小岩・東部・鹿骨）の『環境をよくする地区協議会』が中心となって行っている活動です。

『環境をよくする運動』は、昭和45年に『環境浄化運動』としてスタートし、区民と行政が一体となった取組みにより、区内三大公害と呼ばれる「葛西ゴミ公害」「航空機騒音問題」「成田新幹線区内通過問題」を解決に導いてまいりました。その後、より快適な環境を守り育てる活動につなげるため、昭和59年に現在の名称に改められ、今日までその活動が継続・発展してきました。

現在の『環境をよくする運動』は、各地区ごとにそれぞれ特色のある様々な実践活動を展開する一方、一斉美化運動や絵画コンクールなど全区的な取組みも行っています。また、環境をよくする運動中央大会を毎年開催し、行動指針の発表を行うとともに『環境をよくする運動』に貢献した功労者の表彰を行っています。『環境をよくする地区協議会』の事務局は、区民課・各事務所の地域サービス係（5ページ参照）がその地域ごとに担当しています。

主な活動

- 1、地域清掃活動（管内一斉美化運動など）
- 2、安全・安心まちづくり運動（防犯パトロールなど）
- 3、違法駐車・放置自転車防止活動（一斉キャンペーン、パトロールなど）
- 4、歩きたばこ・ポイ捨て防止 PR 活動（駅頭キャンペーン、イベント PR など）
- 5、リサイクル活動（フリーマーケット、キャンペーンなど）
- 6、違反屋外広告物撤去活動
- 7、研修会、施設見学会などの開催
- 8、絵画コンクールの開催
- 9、地区大会の開催（実践活動、活動報告、活動方針の発表など）
- 10、中央大会の開催（功労者の表彰、行動指針の発表）

地域まつりとは？

地域まつりは、地域の町会・自治会を中心とした各種団体による実行委員会と江戸川区との共催で、また、地元企業の協賛によって実施・運営する地域ぐるみによる「手づくりのまつり」です。

主なものを数えあげても、各地区で、年に17回の地域まつりが開催されています。各地域の特色を生かしたまつりとして定着しています。

地域まつりの実施日等

名 称	実 施 日	事務局
中央地域まつり	5月 第4日曜日	区 民 課
中央・一之江ふるさとまつり	10月 第4日曜日	
小松川平井ふるさとまつり	区民まつり（10月） の翌週の日曜日	小松川事務所
清新町・臨海町ふれあいまつり	5月 第2日曜日	葛 西 事 務 所
南江戸川ふるさとまつり	5月 第3日曜日	
葛西「四季の道」・新田地域ふれあい フェスティバル	5月 第4日曜日	
古川まつり	7月下旬 土・日	
葛西まつり	区民まつり（10月） の翌週の日曜日	
船堀まつり	11月 第1日曜日	
下小岩縁日まつり	4月29日（祝）	小 岩 事 務 所
小岩中部地域まつり	5月 第2日曜日	
西小岩まつり	5月 第4日曜日	
南小岩まつり	9月 第1日曜日	
小岩区民館サークルまつり	10月 第4土曜日	
北小岩まつり	11月 第1日曜日	
東部地域祭	11月 第2日曜日	東 部 事 務 所
鹿骨区民館まつり	5月 第3日曜日	鹿 骨 事 務 所

区民まつりとは？

「江戸川区民まつり」は、都立篠崎公園を会場として、昭和53年に第1回が開催されました。47年の歴史を経て、回を重ねるごとに区民の皆様の心意気が育まれ、区民の皆様の「心のふるさと」と言われるまつりになりました。

区民まつりは、区内各界各層55団体の代表の方々が実行委員となり、実行委員会を組織しています。毎年6月に入ると、実行委員会が開催され、早くから準備が進められます。まつり当日は、実行委員さんをはじめ、参加協力団体およそ400団体がまつり会場にお越しの皆様をあたたかく迎え、現在では、約2万6千人の来場者が集う区内最大のイベントに成長しています。

【主な参加協力団体】

- 区内最大のパレードでおまつりを盛り上げる幼稚園・小学校を中心とした皆さん。
- 豪華演奏でセレモニーに華を添える、区内の中学生。
- おもしろハイスクール村のステージを生き活きと飛び跳ねる区内の高校生。
- おどりステージでふれあいの輪を広げるくすのきクラブ。
- 友好都市である安曇野市・鶴岡市・南魚沼市をはじめとする各都市の皆さん。
- 各国の国際交流コーナーの皆さん。
- ボーイスカウト・ガールスカウト・高校生のおまつりスタッフ・個人参加のおまつりボランティア。

など

以上のように「江戸川区民まつり」は、大勢のボランティアの方々に支えられた、手づくりのおまつりとなっています。

地区会館とは？

地区会館は、地域コミュニティの形成を目的に地域の方々の要望を受け（土地は地元で探していただいて区へ寄付）、建物は区が負担して、その他諸条件が整えば建設してきました。町会・自治会をはじめとした地元団体で組織する運営協議会が主体となり運営される、地域の皆様に広く利用いただく区立の会館です。一方で、町会・自治会会館は、町会・自治会の会合やイベント等で町会員および区域内に居住される方々が利用する、町会・自治会の会館です。

地区会館の利用申し込み受付は各地区会館で直接行っています。鍵も地元の方に借りて利用することになります。各地区会館の申し込み受付先は「江戸川区ホームページ」で紹介していますので、空き状況や利用方法など、詳しくは各地区会館の申込受付け者まで直接お問い合わせください。

事務所と区民館の違いは？（事務所に行くとはどんな手続きができるの？）

【事務所】

江戸川区には、区民の皆さんの利便性を考慮し、小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨の各地域に5ヶ所の事務所があります。戸籍、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付、国保・年金、福祉、健康関係など区民に身近な事務を取り扱うことにより、区民の皆さんが区役所まで足を運んでいただくことなく、お住まいの地域で多くの用事を済ませることができます。各事務所の開庁日は区役所本庁舎と同様に月曜日から金曜日までです。（祝日、年末年始を除く）

事務所で取り扱いができる手続きについては、「くらしの便利帳」や「江戸川区ホームページ」をご覧ください。

【区民館】

一方、区民館は各事務所に併設されています。ここは、区民の皆さんのコミュニティ活動の拠点としてご利用いただくために、集会室や多目的ホールなどを備えており、サークル活動・会議・各種発表会の場です。

平成16年4月1日より年中無休で開館しており、さらに利用しやすくなっています（年末年始を除く）。

ごみの不法投棄が多くて困っている

ごみはきちんと分別して決められた曜日・場所（ごみ集積所）に朝8時まで出してください。それがごみ出しの基本ルールです。そして、収集後や収集日以外の日にはごみを置かないなどの、ごみの不法投棄がしづらい環境を作ることも大事です。ごみ集積所をご利用の方々にはどうぞご協力をお願いします。

それでも一部の心ない人により、道路・駐車場・空き地などにごみを不法投棄されることがあります。不法投棄された場所やものによって、管理者や土地所有者など、ごみを処理しなければならない人や方法が異なります。自転車やバイクなどは警察への届け出が必要な場合もあります。

詳しくは下記へご相談ください。

【ごみ集積所の場合】

小岩清掃事務所（小岩・東部・鹿骨事務所管内）	03-3673-2551
葛西清掃事務所（葛西事務所管内）	03-3687-3896
小松川清掃分室（小松川事務所・区民課管内）	03-3684-6060

【道路の場合】

区道 土木部保全課保全サービス係	03-5662-1945
都道 東京都第五建設事務所管理課監察係	03-3692-4396
国道 東京国道事務所品川出張所（湾岸道路）	03-3799-6315
東京国道事務所亀有出張所（上記以外）	03-3600-5541

※管轄がわからない場合は、区役所道路監察係へご相談ください。

※放置自転車については区役所駐輪対策係へご相談ください。

駐輪対策係 03-5662-1997

【公園の場合】

環境部水とみどりの課北地区公園づくり連携係 （小松川地区、中央地区<京葉道路以北>、小岩地区、鹿骨地区、東部地区）	03-5662-5543
環境部水とみどりの課南地区公園づくり連携係 （中央地区<京葉道路以南>、葛西地区）	03-5662-1934

☆空き地の雑草などを放置したままにすると、ごみの不法投棄や害虫発生の原因となり付近の生活環境を悪化させてしまいます。所有者・管理者は空き地を適正に管理する必要があります。どなたでも簡単に扱える小型草刈機を環境課相談係と各事務所地域サービス係（5ページ参照 ※小松川事務所を除く）で無料貸出しています（燃料自己負担）。また、環境課相談係では、業者による除草（有料）のあっせんも行っています。

環境課相談係 03-5662-1996

リサイクル（集団回収）のやり方は？

集団回収（「用語集」6 ページ参照）を始める前に、まず以下の事項を決めましょう。

①回収品目：新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、アルミ缶など。

（古紙やアルミ缶を回収すると持ち去り対策に効果的です。）

②活動日：『毎月第〇曜日』など覚えやすい日にしましょう。

行政回収日と同じ日にすると持ち去り被害に遭う可能性が高いため、行政回収日とは別の日にしましょう。

③回収場所：トラブルを避けるため、区が回収するごみ・資源の集積所とは別の場所にしましょう。標示旗を必ず掲示しましょう。

④回収業者：見つからない場合は、区にご相談ください。

4つの事項が決定したら、清掃課資源循環推進係へ団体登録申請をしてください。区民課・各事務所地域サービス係（5 ページ参照）でもお預かりできます。

登録に必要なものは以下のとおりです。

- ・ 集団回収実践団体登録申請書（清掃課資源循環推進係、区民課・各事務所地域サービス係にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。）
 - ・ 代表者の印鑑（スタンプ印不可。）
 - ・ 団体名、肩書、代表者氏名が記載されている通帳の写し（郵便局以外の金融機関のもの。報奨金を振り込みます。）
- ※なお、代表者の氏名・代表者の住所・口座名義の変更など、登録内容に変更が生じた時は、『登録団体代表者等変更届』の提出が必要です。

団体登録の完了後、活動を開始します。活動の流れは以下のとおりです。

- ①資源の回収を行います。
- ②団体が契約した回収業者に資源を引き渡します。
- ③代表者名、業者名などの記入押印をした実績報告書を作成します。
※報奨金は実績報告書に基づいて支給されます。
- ④回収を行なった月の翌月10日までに、計量伝票（原本）を添付した実績報告書と請求書を清掃課資源循環推進係へ提出します。（区民課・各事務所地域サービス係（5 ページ参照）でも受付しています。）
※実績に伴い年2回（5月下旬、11月下旬）報奨金が振込まれます

【集団回収に関するお問合せ先】清掃課資源循環推進係 電話03-5662-1689

街路樹や公園内の樹木の手入れは？

街路樹の枝が伸びすぎて車両の通行の障害になっている。公園内の樹木が近隣の家の敷地まで伸びているなどの相談は下記にご連絡ください。

【街路樹】

区道…環境部水とみどりの課街路樹係	電話03-5662-0321
都道…東京都第五建設事務所補修課街路樹係	電話03-3692-4504
国道…国土交通省東京国道事務所	電話03-3512-9090
国道14号（京葉道路一之江橋以西）亀有出張所	電話03-3600-5541
国道357号	品川出張所 電話03-3799-6315

※国道14号（京葉道路一之江橋以東）の街路樹については、区道と同じく、街路樹係へ

【公園の樹木】

環境部水とみどりの課北地区公園づくり連携係	電話03-5662-5543
（小松川地区、中央地区＜京葉道路以北＞、小岩地区、鹿骨地区、東部地区）	
環境部水とみどりの課南地区公園づくり連携係	電話03-5662-1934
（中央地区＜京葉道路以南＞、葛西地区）	

自分たちのことは自分たちの力で

ご自宅の樹木の剪定くずは、長さ30cm程度、太さ10cm程度にして、ごみ集積所へ（目安は、45L袋で3袋まで）お出してください。大量の場合は、管轄の清掃事務所へお問い合わせください。

区の（地域配備）消火器を使用したときは？

区では初期消火にお使いいただくために、区内約 5,000 か所の街頭に消火器を設置しています。赤い箱が目印です。以下の場合には地域防犯防災課防犯防災係へ「設置場所の住所」と「消火器の管理番号」をお知らせください。消火器の管理番号は、消火器本体及び格納箱に表示されています。（例：粉 1234）

地域配備消火器を初期消火に使用したとき。

放置されている地域配備消火器を見かけた場合。

新規に設置したい場合。

地域配備消火器が設置されている家屋や外壁を解体する場合。

【連絡先】地域防犯防災課防犯防災係 電話03-5662-2129

☆大地震の際は初期消火にご協力ください

大地震の際は、火災が多発することが予測されています。

万一火災が発生したときには、大規模な火災になる前に初期消火を行って皆さんの街を守りましょう。一般的には炎が天井に届くまでは消火器で消し止めることができます。隣近所で声を掛け合い、協力して消火活動を実施してください。

☆防災情報の収集

防災情報とは、自然災害や国民保護に関する情報を指します。

江戸川区では、緊急情報を防災行政無線（夏休みの夕方「夕焼け小焼け」を放送している無線です。）や江戸川区防災アプリや防災ポータルを通じて提供しており、避難情報や被害情報、気象情報などが含まれます。

また、江戸川区防災アプリや防災ポータルを利用することで、防災に関する情報を即時に確認することができます。

また、災害時においては、防災行政無線の放送を繰り返し行うとともに、エリアメール・緊急速報メールやえどがわメールニュース（事前登録が必要）、防災行政無線の放送内容を電話で確認することができる防災放送確認ダイヤル（3652-1284）、FMえどがわ（84.3MHz）、ケーブルテレビ（ジェイコム）、区公式X、フェイスブック、ホームページなど様々な方法で江戸川区から皆様にお知らせいたします。

犬・猫・カラス・ハクビシン・・・に困っている

犬・猫などのペットが死んでしまったとき

① 家庭で飼われていた犬・猫の遺骸の処理

飼い主の依頼により清掃事務所が有料で回収します。管轄の清掃事務所にご連絡ください。

② 飼い主がいないか、不明の場合は

ア. 私有地の場合は管理者（所有者、占有者）責任で上記①と同様に有料で回収します。

イ. 道路上の死体は下記の道路管理者へご連絡ください。

○区道および都道

小岩清掃事務所	（小岩・東部・鹿骨事務所管内）	電話 03-3673-2551
葛西清掃事務所	（葛西事務所管内）	電話 03-3687-3896
小松川清掃分室	（小松川事務所・区民課管内）	電話 03-3684-6060

○国道

京葉道路（一之江橋以西）	東京工事事務所亀有出張所	電話 03-3600-5541
京葉道路（一之江橋以東）の車道部分	東日本高速道路㈱千葉管理事務所	電話 043-259-5221
湾岸道路（一般国道）	東京工事事務所品川出張所	電話 03-3799-6315

その他の犬・猫に関する相談は、江戸川保健所ではペットに関する相談、飼い主のいない猫対策支援事業を行っています。生活衛生課動物管理係へご相談ください。

電話 03-3658-3177

カラス等の対策はごみ集積所を共同でご利用されている方々の飛散防止・カラス等の対策としてごみ集積所用ネットを貸し出しています。このごみ集積所用ネットは、ごみ集積所をお使いの方たちで管理していただきます。お気軽に管轄の清掃事務所へお問い合わせください。

ハクビシンやアライグマの被害でお困りの方は、生活衛生課動物管理係へお問い合わせください。

電話 03-3658-3177

ボランティアをしたいとき・ボランティアの力を借りたいときは？

江戸川区では、多くのボランティアの方々が福祉やまちづくり、子育て、国際交流など様々な分野で積極的に活動されており、その輪も年々大きく広がっています。

ボランティアセンターでは、

- ①ボランティア情報の収集・発信、ボランティア相談・紹介
- ②ボランティアを始めるきっかけづくりの各種講座の開催
- ③ボランティアの交流の場、機会の提供
- ④活動中の事故やけがに備えたボランティア保険の手続き
- ⑤災害時の受援力を高める「災害時ボランティア養成講座」の開催

などを行っています。

ボランティアに関するご相談はボランティアセンターまでご相談ください。

また江戸川区が大きな災害に被災したときは、社会福祉協議会とともに「災害ボランティアセンター」を設置して被災された区民の皆さんと災害ボランティアをつなぐ役割を果たします。避難所やご自宅などでボランティアが必要となったときにもご相談ください。

<公財>えどがわボランティアセンター

所在地 江戸川区松島1-38-1 (グリーンパレス1階)

電話番号 03-5662-7671

開所時間 月曜日～金曜日及び第2・第4土曜日 9時～17時

閉所日 第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始

ホームページアドレス <https://edogawa-vc.jp>

区で実施している健康診断・がん検診はどんなものがあるの？

区民の方を対象に、下表の各種健康診査・がん検診等（以下、併せて健診と表記）を実施しています。

○費用は無料です。ただし、健診の結果により治療や精密検査等が必要な場合は、自己負担（保険診療）となります。

○健康についてお悩みの方のために、健康相談を各健康サポートセンターにて実施しています。お気軽にご相談ください。

★生活習慣病を予防・早期発見するための健診

健診名	対象者	実施期間・会場・受診方法
40歳未満の方の 区民健診	40歳未満の区民 ※職場・学校など他に健診の 機会がない方	会場：区内指定医療機関 医療検査センター（予約制） 期間：4月～3月 ※直接会場へお申し込み後、受診の際 は本人確認書類をご持参ください。
国保健診 (特定健診・特定保健指導)	江戸川区国民健康保険にご加入の 40歳～74歳の方 ※他の医療保険に加入されている方は、 ご加入の保険者にご確認ください。	<p><40歳～64歳の方></p> <p>① { 会場：医療検査センター（予約制） 期間：4月～3月 }</p> <p>② { 会場：区内指定医療機関 期間：8月～11月上旬 }</p> <p>※対象の方には受診券を3月上旬に 送付しています。</p> <p><65歳～74歳の方></p> <p>会場：区内指定医療機関 期間：8月～11月上旬 ※対象の方には受診券を7月下旬に 送付しています。</p>
長寿健診	75歳以上の区民 ※65歳以上で後期高齢者医療 制度に加入している方も 含む	会場：区内指定医療機関 期間：8月～11月上旬 ※対象の方には受診券を7月下旬に 送付しています。

※生活保護・支援給付を受けている方は、福祉事務所へお問い合わせください。

★がん検診・その他の健診

【からだの健診】※実施期間は4月～3月

種類	対象者	受診方法	会場
子宮頸がん	20歳以上の女性 ※前年度未受診者	直接会場へお申し込みください。	区内指定医療機関
乳がん	30～39歳女性：超音波検査 40～64歳女性：超音波検査 またはマンモグラフィ検査 65歳以上女性：マンモグラフィ検査 ※マンモグラフィ検査は前年度 同検査未受診者	電話またはインターネットで予約し、 会場を受診してください。 ※胃がん内視鏡検査の予約は 電話受付のみ 【予約先】 電 話 03-5676-8818 月～土 ※祝休日除く 8時45分～17時 https://edogawa- webyoyaku.jp/	医療検査センター 船堀 4-1-1 タワーホール船堀 6F ※乳がんマンモグラフィ 検査のみ、 ・東京臨海病院 ・江戸川病院 でも受診可。 希望者は予約時 にお申し出を。
胃がん	30～49歳：胃部X線検査 50歳以上：胃部X線検査 または内視鏡検査 ※内視鏡検査は前年度 同検査未受診者		
肺がん	40歳以上		
前立腺がん	年度末年齢で 60・65・70歳の男性	下記の受付時間内に会場で 受診してください。(予約不要) いずれも月～土 ※祝休日除く	
骨粗しょう症	年度末年齢で 40・45・50・55・60・ 65・70歳 の女性	肺がん・前立腺がん・骨粗しょう症 9時～15時 肝炎ウイルス	※前立腺がん検診 は診療日に区内 指定医療機関で も受診可。
肝炎ウイルス	過去に肝炎ウイルス検査 を受診したことがない方	10時～11時/14時～15時	
大腸がん	40歳以上	会場で容器を受け取り、採便後、 ご提出ください。	各健康サポートセンター 医療検査センター 区内指定医療機関

【おくちの健診】

種類	対象者	受診方法	会場
口腔がん	40歳以上 ※前年度未受診者	事前に区へ電話（03-5661-2463） または電子申請でお申し込み後、郵送 された受診券番号通知書をもとに会場 へ予約のうえご受診ください。 期間：4月～3月	区内指定 歯科医療機関
成人歯科	12月末時点の年齢で 20・25・30・35・40・45・ 50・55・60・65・70歳の方	直接会場へお申し込みください。 （期間：6月～11月）	区内指定 歯科医療機関
江戸川 歯つらつチェック （口腔ケア）	65歳以上 12月末時点の年齢で 65・70歳の方	期間：4月～3月 期間：6月～11月	直接会場へお 申し込みくだ さい。
			区内指定 歯科医療機関

○健診の詳細は、区ホームページよりご確認ください。

【お問い合わせ先】健康推進課健診係 電話03-5662-0623



区ホームページ
（健診・検診）

江戸川総合人生大学ってどんなところ？

これまでの人生経験や知識を活かして、社会貢献を志す皆さんを応援するために設立した、学びと実践の場です。

例えば…

Aさん 「私にもできることがあるかな～？」

Bさん 「一人では心細いので、仲間づくりがしたい！」

Cさん 「これまでは地域との関わりが薄かったので、どのように地域に関わっていったらいいのかわからない！」

このような気持ちの方に、学びを通じた「きっかけづくり」や「仲間づくり」、「生きがいづくり」をしていただきます。

より多くの地域の皆様にご入学いただければと願っております。

《江戸川総合人生大学の概要》

区民の暮らしや地域社会をよりよくするため、区民の皆さんが様々な地域の課題やその解決策について学び合い、力を合わせて社会貢献に取り組む「共育」「協働」の学びと実践の場です。

平成16年10月に江戸川区が設置し、これまで多くの方々が卒業され、様々な地域・分野で活躍されています。

※学校教育法で定める正規の大学ではありません。

【学 長】 北 野 大

【学 科】

学 科 名	主要テーマ
江戸川まちづくり学科	住みやすいまちづくり
国際コミュニティ学科	国際交流・共生
子育てささえあい学科	子育て支援・地域教育
介護・健康学科	地域と高齢社会

【修学期間】 2年間

【対 象】 区内在住・在勤・在学の方（年齢制限はありません）

【授 業 料】 年間3万円（令和7年4月現在）

【キャンパス】 江戸川区全体がキャンパスです。講義は、主にしのざき文化プラザで行います。

【事 務 局】 篠崎町7-20-19 しのざき文化プラザ

TEL03-3676-9075

※ホームページでもご案内しています。

<https://www.sougou-jinsei-daigaku.net>



地域の高齢者がいつまでも元気であるためには？

江戸川区では、介護保険の要介護認定率が23区で最も低いなど、高齢者が元気な街です。全国の自治体に先駆けて、約30年以上前から「介護予防」の視点を取り入れた「元気施策」を実施し、現在も継続している成果であると言えるでしょう。

【高齢者の元気増進のための施策】

くすのきクラブ

くすのきクラブは、江戸川区在住の60歳以上の高齢者が、健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体です。

現在、201のクラブ（総会員数は約1万2千人）が（1）教養の向上、（2）健康の維持、（3）レクリエーション、（4）ボランティア活動を4本柱として地域で元気に楽しく活動しています。

リズム運動

リズム運動とは、区内在住の60歳以上の方を対象におこなっているマンボ・ルンバ・ワルツといった社交ダンスをベースとした江戸川区独自の軽運動です。誰でも簡単に覚えられ、高齢者にとっても親しまれています。現在、区内約180会場で、くすのきクラブを中心として、約210団体が参加しています。

福祉推進課 生きがい係 電話：03-5662-0039

くすのきカルチャーセンター

60歳以上の高齢者をはじめとする多くの区民が、趣味や教養を高めながら、自分なりの楽しみや仲間づくりをすることにより、健康で生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯学習のきっかけをつくる機会と場を提供するための施設です。区内5か所のセンターで開催しています。受講方法や開講科目等については、下記までお問い合わせください。

中央くすのきカルチャーセンター 電話：03-3652-3911

シルバー人材センター

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するために、高齢者の知識・経験・能力を活かした就業の機会を提供しています。仕事を発注（依頼）したい、あるいは会員になりたい方は、下記までお問い合わせください。

シルバー人材センター 電話：03-3652-5091

【閉じこもりがち、身体虚弱、介護が必要になるなど困った時には】

熟年相談室（地域包括支援センター）

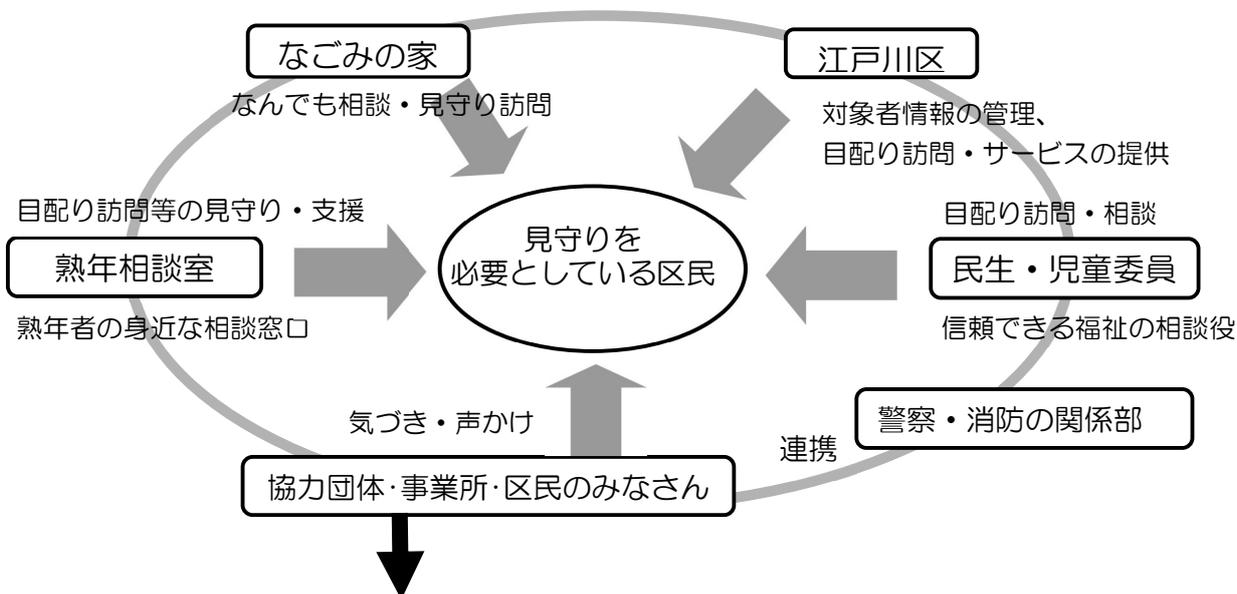
高齢者の総合的な相談窓口として、区内に18か所、分室を9か所（32ページ参照）設置しています。支援を必要とする高齢者を地域で支えるための取組として、区内の熟年相談室が中心となり、町会・自治会、民生・児童委員、医療・介護関係者、地域のボランティア等に声をかけ、「地域連携会議」を開催しています。介護保険事業に限らず、地域の困りごとなどについても話し合い、「顔の見える関係」を築いていくことで、地域のニーズや課題を的確に把握しています。

地域支援ネットワーク

子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、全ての人々が安心して住み続けることができる「地域共生社会」を実現するため、地域での見守り・支えあいのネットワーク「地域支援ネットワーク」を構築し、区、なごみの家（社会福祉協議会）、熟年相談室、民生児童委員や協力事業者が連携をとり、見守り活動を推進しています。

福祉推進課 孝行係 電話：03-5662-0314

「地域支援ネットワーク」のイメージ



区医師会、歯科医師会、薬剤師会、弁護士会、臨床心理士、東京都医療ソーシャルワーカー協会、連合町会協議会、人権擁護委員会、民生・児童委員協議会、熟年者福祉施設連絡会、ケアマネジャー協会、訪問看護ステーション連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域密着型サービス事業者連絡会、くすのきクラブ連合会、ふれあい訪問員、シルバー人材センター、江戸川みまもり隊、公衆浴場生活衛生同業組合、新聞販売同業組合、仕出し弁当組合、牛乳組合、ヤクルト販売、郵便局、東京電力、東京ガス、東京都水道局、東京都住宅供給公社、生活協同組合、生命保険会社、信用金庫、警察、消防、理容組合、美容組合、建築士会、えどがわっ子食堂ネットワーク、みんなの就労センター

地域の身近な福祉拠点「なごみの家」

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが相談でき、気軽に集える地域の拠点として区内9か所に設置しています。地域の皆さんの協力を得ながら、住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指し、なごみの家は新たなつながりや活動を地域の皆さんと作り出していきます。

なごみの家には、コミュニティソーシャルワーカーや保健師などの専門職、地域のボランティアの方がいます。困りごとがある方もそうでない方もお近くのなごみの家にぜひお立ち寄りください。

<主な機能>

① なんでも相談

⇒世代や分野を問わず相談を受け止め、専門機関等や地域の皆さまと連携して解決への支援を行います。身近な窓口として、どんな些細なことでもご相談いただけます。

② 誰でも集える交流の場

⇒誰でも気軽に立ち寄り交流のできる場を提供します。

③ 地域のネットワークづくり

⇒町会・自治会、民生・児童委員等の地域住民、医療関係者・熟年相談室等の福祉関係者、警察・消防等による顔の見える関係づくりを進め、地域課題の把握・解決を図ります。

<開館時間> 9時から17時30分

<休館日> 月曜日・祝日・年末年始

※月曜日が祝日の場合は翌日も休館 ※土日が祝日の場合は開館

<なごみの家 令和7年4月1日現在>

名称	所在地	電話
なごみの家北小岩	北小岩6丁目17番9号	03-3672-7753
なごみの家小岩	東小岩5丁目19番8号	03-3658-4753
なごみの家鹿骨	鹿骨1丁目54番2号	03-3670-4753
なごみの家瑞江	江戸川2丁目33番18号	03-5636-7753
なごみの家松江北	中央2丁目13番12号	03-3652-4753
なごみの家一之江	一之江4丁目1番18号	03-5661-6753
なごみの家長島桑川	東葛西6丁目34番1号	03-3680-2753
なごみの家葛西南部	清新町2丁目7番20号 東京福祉専門学校内	03-5659-0753
なごみの家小松川平井	平井1丁目9番6号	03-5858-9753

＜区内にある熟年相談室（地域包括支援センター）令和6年8月1日時点＞

名称	電話	受付日	受付時間	所在地
中央 熟年相談室 江戸川区医師会	5607-5591	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	中央 4-24-14
一之江 熟年相談室 清心苑	5879-5613	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	一之江 4-6-21
西一之江(分室) 熟年相談室 清心苑	3655-6117	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	西一之江 4-9-24
松江 熟年相談室 清心苑	5879-2185	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	松江 2-17-12
本一色 熟年相談室 アゼリー江戸川	5607-7600	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	本一色 2-13-25
大杉(分室) 熟年相談室 アゼリー江戸川	5607-6569	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	大杉 2-10-16 (アゼリーアネックス内)
平井小松川 熟年相談室 第二ウエル江戸川	5858-2352	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	平井 1-4-15
平井(分室) 熟年相談室 第二ウエル江戸川	3618-0324	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	平井 7-13-32
西瑞江 熟年相談室 江戸川区医師会一之江	5667-7676	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	西瑞江 5-1-6
北葛西 熟年相談室 暖心苑	3877-0181	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	北葛西 4-3-16
船堀 熟年相談室	5878-1521	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	船堀 2-15-17
西葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	3675-1236	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	西葛西 8-1-1
東葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	3877-8690	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	東葛西 7-12-6
南葛西 熟年相談室 みどりの郷福楽園	5659-5353	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	南葛西 4-21-3
臨海町(分室) 熟年相談室 みどりの郷福楽園	5659-4122	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	臨海町 1-4-4
東小岩 熟年相談室 泰山	5889-1165	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	東小岩 6-8-16
北小岩(分室) 熟年相談室 泰山	5622-1165	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	北小岩 5-34-10
南小岩 熟年相談室 小岩ホーム	5694-0111	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	南小岩 6-28-12
南小岩(分室) 熟年相談室 小岩ホーム	5694-0101	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	南小岩 5-11-10
北小岩 熟年相談室 江戸川光照苑	5612-7193	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	北小岩 5-7-2
西小岩(分室) 熟年相談室 江戸川光照苑	6657-9186	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	西小岩 3-21-24
瑞江 熟年相談室 瑞江ホーム	3679-4102	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	瑞江 1-3-13
東瑞江(分室) 熟年相談室 瑞江ホーム	3678-3765	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	東瑞江 1-18-5
江戸川 熟年相談室 江東園	3677-4631	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	江戸川 1-11-3
西篠崎 熟年相談室 きく	5666-8477	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	西篠崎 1-6-7
鹿骨(分室) 熟年相談室 きく	3677-3141	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	鹿骨 3-16-6
篠崎 熟年相談室 きく	5664-3080	月曜日 ～土曜日	午前9時 ～午後6時	上篠崎 4-19-18

介護保険課 事業者調整係 電話：03-5662-0032

高齢者・障害者虐待に関する相談

① 高齢者虐待に関する相談

虐待は高齢者の人としての尊厳を傷つける行為であり、絶対にあってはならないことです。虐待を防止するためには早期発見が重要です。できる限り早期発見することで事態の深刻化を防ぎ、高齢者を守るばかりでなく、虐待をしている人を救うことにもなります。

家庭や地域・施設などで「虐待かも？」と感じたら、ためらわずに下記相談窓口までご相談・ご連絡ください。

熟年相談室（地域包括支援センター）（32 ページ参照）
介護保険課 権利擁護係 電話：03-5662-9011

② 障害者虐待に関する相談

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。虐待の早期発見・早期対応を行い、本人とその家族などの養護者を支援します。

障害のある方への虐待や疑いがある場合は、下記窓口へご連絡・ご相談ください。

江戸川区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル 電話：03-5662-1014
障害者福祉課 権利擁護係 電話：03-5662-1993